

令和5年度

職員募集要項

令和6年4月採用

【相談員業務 または相談支援専門員業務】

保健師/支援員(社会福祉士・精神保健福祉士)/保育士

求める人物像

「変化」を常に関じ取り、
「次に何ができるか」を考え行動できる人

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 職員募集要項

1 採用職種・採用予定人員・応募資格等

【相談員業務】

職 種	採用予定 人員	資格要件	主な職務内容
保 健 師	若干名	保健師の免許を有している人	診療所に関わる医療ソーシャルワーク業務、主に発達の遅れや偏りがある子どもの保護者や教育機関からの相談業務等、配置場所に応じた業務に従事します。
支 援 員 (社会福祉士)		社会福祉士の資格を有している人	
支 援 員 (精神保健福祉士)		精神保健福祉士の資格を有している人	

【相談支援専門員業務】

職 種	採用予定 人員	資格要件	主な職務内容
保 健 師	若干名	保健師の免許を有している人で、相談支援従事者初任者研修を修了した人もしくは令和5年度に修了見込みの人	主に発達の遅れや偏りがある子どもの保護者や教育機関からの相談業務、サービス等利用計画の作成、診療所に関わる医療ソーシャルワーク業務等、配置場所に応じた業務に従事します。
支 援 員 (社会福祉士)		社会福祉士の資格を有している人で、相談支援従事者初任者研修を修了した人もしくは令和5年度に修了見込みの人	
支 援 員 (精神保健福祉士)		精神保健福祉士の資格を有している人で、相談支援従事者初任者研修を修了した人もしくは令和5年度に修了見込みの人	
保 育 士		保育士の資格を有している人で、相談支援従事者初任者研修を修了した人もしくは令和5年度に修了見込みの人	

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として理事長が定めるもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

2 就業場所

浜松市発達医療総合福祉センター（浜松市浜北区高園 7 7 5 番地の 1）
子どものこころの診療所（浜松市中区鴨江 2-11-1）等
事業団運営施設

◎採用数年後の配置換えにより、当初と異なる施設の業務に従事することがあります。

3 採用及び給与

- (1) 最終合格者は**令和 6 年 4 月 1 日**に採用します。（採用日は応相談）
なお、資格要件に定める免許資格の取得を確認できない人や、資格要件を満たさない、応募書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用を取り消すことになります。
- (2) 給与は本事業団の職員給与規程に基づき支給します。
（令和 4 年 4 月採用者の初任給実績 調整額を含みます。）

職 種			区 分	初任給 (調整額を含む)	採用 5 年後 のモデル給	採用 10 年後 のモデル給
保 健 師 支 援 員 保 育 士			大 学 卒	185,700 円	219,700 円	258,500 円

◎基本給には、経験を考慮します。（モデル給は上記の額を約束するものではありません。）

この他に、

◎通勤手当、住居手当、扶養手当を支給します。（該当者）

◎期末・勤勉手当（令和 4 年度実績 4.4 月分）を支給します。（採用初年度は 2.8 月分）

なお、社会情勢の状況により変動があります。

4 勤務時間 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで（休憩時間 60 分）

5 休日・休暇等 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12／29～1／3） 年次休暇（1 年間に 2 0 日、未使用分は 2 0 日を限度に翌年に繰り越しできます。） のほかに特別休暇（夏期厚生休暇、ボランティア休暇等）

6 応募手続

提出書類	(1) 履歴書（J I S 規格 写真を貼付したもの） (2) 職務経歴書（就業経験のある人）（形式自由） (3) 大学等の免許・資格取得養成校での成績証明書、卒業証明書（免許・資格取得養成校卒業以前に他の大学を卒業している人はその大学の卒業証明書も提出してください。） (4) <u>職種に定める免許・資格を有する人はその免許・資格の写し</u> (5) その他の医療・社会福祉・教育等に関連する免許・資格を有する人はその写し (6) 長形 3 号の返信用封筒（連絡先の郵便番号・住所・氏名を記入し 84 円切手を貼ったもの）
提出先	提出書類を封筒に入れ、封筒の表に 「●●(相談員または相談支援専門員)業務 ○○(職種) 応募」 と朱書きしてください。 郵送又は持参にて下記のところへ提出してください。 〒434-0023 静岡県浜松市浜北区 7 7 5 番地の 1 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 事務局
受付期間	令和 5 年 9 月 1 3 日(水)から令和 5 年 1 0 月 2 0 日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。) 受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までです。 <u>なお、郵送する際は「簡易書留郵便」の利用をお奨めします。</u>

提出書類に記載された個人情報については試験及び採用事務以外に使用することはありません。
なお、採用に至らなかった場合には提出された書類はお返しいたします。

5 試験の方法

(1) 第1次試験

試験内容	書類選考
結果通知	合格者には概ね10日間程度で電話にて連絡します。 また、別に <u>受験票※</u> を発送します。 ※ 第2次試験の受験票と試験案内文を兼ねた文書となります。

(2) 第2次試験（第1次試験合格者のみ）

日 時	詳細は決定次第、第1次試験合格者へ試験案内文等でお知らせします。
会 場	浜松市浜北区高菌775-1 浜松市発達医療総合福祉センター または 浜松市中区鴨江二丁目11-1 子どものこころの診療所
試験内容	① 一般試験（一般知識、一般教養に関する試験） ② 作文試験または専門試験（与えられた課題について解答する試験） ③ 面接試験
持ち物	①受験票 ②筆記用具※ボールペン・鉛筆又はシャープペンシル・消しゴム
結果通知	第2次試験日から概ね10日間程度の予定です。 可否にかかわらず、本人あて直接通知します。

6 その他

試験内容に関する問い合わせには応じられません。

その他この試験について不明な点は、下記までお問い合わせください。

◎事前見学を随時受け付けていますので、ご希望の場合は、下記担当までお問い合わせ下さい。

〒434-0023 静岡県浜松市浜北区高菌775-1 浜松市発達医療総合福祉センター内
社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 事務局（担当 川原）
TEL：053-586-7783 FAX：053-586-8807 E-mail：honbu@h-hattatsu.com

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団の概要

事業所	浜松市発達医療総合福祉センター（浜松市浜北区高藷775番地の1） 子どものこころの診療所（浜松市中区鴨江2丁目11番1号） 浜松市発達相談支援センタールピロ（浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ中央館5階） ひまわりひくまの丘（浜松市中区曳馬6丁目22-19） ひまわりこころん（浜松市中区鴨江2丁目11番2号 浜松市保健所1階） 相談支援事業所シグナルリバティ（浜松市中区幸1-1-18）
勤務時間	8時30分から17時15分まで（休憩時間60分）
休日・休暇等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始6日、 年次休暇（1年間に20日、未使用分は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。） のほかに特別休暇、夏期厚生休暇5日、リフレッシュ休暇2日等
社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
定年制	61歳
退職金制度	有り
再雇用制度	65歳まで
事業の特徴	浜松市社会福祉事業団は浜松市が設置した「浜松市発達医療総合福祉センター、子どものこころの診療所」の指定管理業務の指定を受け、「浜松市発達相談支援センター ルピロ」、「浜松市発達支援広場」事業等の業務を受託しています。
【 浜松市発達医療総合福祉センター 】 https://www.h-hattatsu.com/ 在宅で心身に障がいのある方の身近自立や社会参加を促進するために、市民の友愛と連帯に支えられた地域の障がい福祉の拠点となるべく、平成4年7月1日に開設されました。 《 相談支援事業所 シグナル 》 《 友愛のさと診療所 》 診療科：小児科（小児神経科）、精神科（児童精神科）、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科 《 療育センター 》 《 児童発達支援センター ひまわり 》 定員80名 《 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」 》 定員50名 《 就労継続支援施設 「はばたき」 》 定員20名 《 障害者生活介護施設 「ふれんず」 》 定員20名 《 地域活動支援センター オルゴール 》 定員15名 《 身体障害者福祉センター 》	
【 子どものこころの診療所 】 http://park3.wakwak.com/~kodomo_kokoro/ 概ね中学3年生までの子どものこころの問題を医師を中心に専門スタッフが医療面から支援します。平成23年9月に開設されました。 診療科：精神科（児童精神科）、小児科	
【 浜松市発達相談支援センター ルピロ 】 https://www.rupiro.com/ 発達障がいがある、またはその疑いがある方とその家族や関係機関からの相談を受け支援のネットワークを構築しています。平成20年6月に業務を開始しました。	
【 ひまわり ひくまの丘 】（児童発達支援事業所） 心身の発達の遅れのある就学前の幼児を対象に、親子通園グループでの療育支援を行います。平成28年4月に開設しました。	
【 ひまわり こころん 】（児童発達支援事業所） 心身の発達の遅れのある就学前の幼児を対象に、単独通園での療育支援を行います。平成29年8月に開設しました。	
【 相談支援事業所シグナルリバティ 】（相談支援事業所） 中区、西区の市民を中心に児童対象の相談支援を行います。令和4年7月に開設しました。	

詳細はホームページをご覧ください。

浜松市社会福祉事業団 検索

<https://hamamatsu-social-welfare.org/>